

域づくり」が重要です。中でも、住民・市民活動の主体、土地所有者、事業者といった様々な側面を有する県民の果たす役割は大きいものがあります。

県民一人ひとりが、地域への愛着を持ち、地域の活性化や発展を進めていくためには、より地域の実情を知り地域の主体となる県民が、地域づくりやコミュニティの実現へ参画することのできる環境づくりを整えていくことが必要です。

また、今後、情報化社会の進展や交通網の整備等により、地域間・地域内外の交流のさらなる活発化や、NPOの活動範囲の拡大が見込まれ、その果たす役割はより大きくなるものと考えられます。

本県においては、福祉や環境を中心とした各種の計画等について、主権者である県民の意見を大切にし、縦割りの弊害を排除するという「千葉方式」の手法により、県民、NPO等が主導するタウンミーティング等を活用して、その策定や計画の実現に向けた取組を進めています。また、NPO立県千葉の実現を掲げ、県民主導による「新たな公による地域づくり」を促進しています。

本計画については、1,500人以上の県民が参加した48回のタウンミーティング等における多種多様な意見を基本として策定しました。また、その推進に当たっても、積極的な情報公開を行い、地域のニーズに即した課題の発掘や政策の立案段階からの多様な民間主体との連携・協働を推進するとともに、県民、NPO、事業者等による自発的な地域の課題解決力の強化を図っていきます。

さらに、県土の保全、利用に関する活動を行うNPOをはじめ、多様な分野における活動を行っているNPOの自主的・自立的な活動を促進していきます。

また、地域づくりの担い手である市町村との緊密な連携を図っていくことが、必要不可欠です。

県では、県民、NPO、土地所有者、事業者、行政等の幅広い主体が、相互の信頼関係を築き、それらの力を結集して、本計画に基づき、持続可能な県土利用を推進していくことができるよう努めていきます。

## (2) 土地需要の量的調整

本県の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の都道府県別推計では、本計画期間内に減少に転じると予測され、今後も少子化の傾向は続き、高齢者人口、高齢化率は増加・上昇を続けるものと見込まれます。

都市的土地利用については、県全体としては人口減少・高齢化率の上昇

まちづくりとの整合に配慮して適切に誘導を図ります。

公共用施設については、環境の保全、耐震性の確保や災害時における施設の活用に配慮して整備します。

#### キ その他

(ア) 公園緑地については、都市公園の整備を推進し、市町村との連携による緑化地域制度や緑地協定制度の活用を図るとともに、屋上・壁面緑化に向けた支援の検討等を行い、市街地の緑の保全・創出を図ります。

(イ) 低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用や環境保全等の観点から、農地としての活用を基本として推進するとともに、自然的・経済的に農地としての回復が困難なものについては、周辺土地利用との調整を図りながら森林等、農地以外としての活用を促進します。

市街化区域・用途地域等の低未利用地については、県土の有効利用、防災性向上、良好な都市環境の形成の観点から市街地再開発事業、土地区画整理事業等による計画的な活用を推進します。

(ウ) 沿岸域については、地域の特色に応じて、自然環境や景観の保全、緑化の推進、親水性の確保等に配慮し、漁業、海上交通、レクリエーションの場等としての活用を図るとともに港湾、漁港、海岸保全施設等の整備を推進します。

三番瀬については、「千葉県三番瀬再生計画」に基づき、長期的な視点に立ち、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を目指して、各種再生事業を推進します。「海や浜辺の利用」についても再生事業のひとつとして位置づけ、人が海と親しめる場所や機会の確保、住民参加のもとでの海や浜辺の利用のルールづくりに取り組みます。

#### 県土の利用目的に応じた区分横断的な課題への対応

##### ア 持続可能なまちづくり

誰もが安全に暮らしやすく、活力とにぎわいのあるまちづくりに向けて、地域の特性に応じて都市計画を見直す等のソフト施策を展開しながら、持続可能でコンパクトな都市に転換していくことを検討し、バリアフリー化された歩行者空間の確保、誰にでも使いやすい建築物の整備の促進等、中心市街地等におけるユニバーサルデザインの一層の普及、都市機能の集積、身近な公共交通網の活用等による交通の利便性の確保、まちなか居住等を促進していきます。

( 3 ) 県土利用のモニタリング制度・計画評価制度の導入

県土利用のモニタリング制度

県土利用の状況や開発動向等に関する、県民にとってわかりやすい各種指標に係るデータを定期的・継続的に調査・把握し、県ホームページ等において公開していきます。

また、調査結果を踏まえて、課題の検討、施策の進捗状況・効果の検証等を行い、施策の改善・見直しを図っていきます。

なお、これらの検討、検証に当たっては、県民や千葉県国土利用計画地方審議会からの意見を伺い、改善・見直しに反映させていきます。

計画評価制度

モニタリング結果も踏まえ、適時適切に計画の総合的な点検・評価を行います。

点検・評価に当たっては、「県土利用のモニタリング制度」同様、情報公開を行うとともに県民や千葉県国土利用計画地方審議会からの意見を伺っていきます。

県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査、土地基本調査、自然環境保全基礎調査等、県土に関する基礎的な調査を推進し、その総合的な利用を図ります。また、県民による県土への理解を促進し、計画の実効性を高めるため、調査の成果の普及、啓発を図ります。